

民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則の規定の整備及び経過措置に関する政令要綱

一 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、扶助料の寡婦加算の請求手続等に関する規定について、十八歳以上二十歳未満の子については成年の子として取り扱うこととする等、規定の整備を行うものとする。 （第一条関係）

二 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、増加恩給の扶養加給及び扶助料の扶養遺族加給の請求手続に関する規定について、必要となる経過措置を定めるものとする。 （第二条関係）

三 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

四 この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定めるものとする。 （附則第二項関係）